

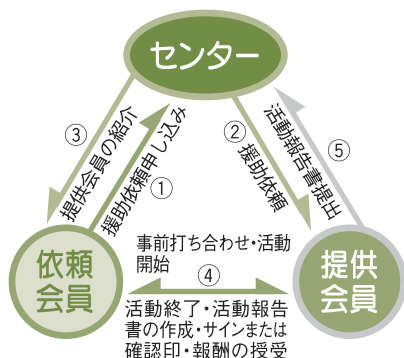
応援するで!!
あなたの子育て

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは開設以来5年が経ち、3月下旬には会員数600人を突破しました。昨年2月の合併後、新たな地区からの加入も徐々に増加しています。

このような仕組みで支援しています

サポートの必要な人（依頼会員）が、サポートをしてくれる人（提供会員）との顔合わせを済ませた後、左図の順序で実際にサポートが行われます（依頼会員も提供会員もセンターで会員登録が必要です）。



依頼会員の利用料金（1時間あたり）

一般保育	平日	基本時間 7:00～19:00	500円
		基本時間以外	700円
	土・日・祝日・年末年始		700円
軽度の病児保育			700円

ファミ・サポはこんな人を応援します！

- ☆急な残業で保育園のお迎えが間に合わない
- ☆子どもの塾の送り迎えをしてほしい
- ☆体の具合が悪いとき、子どもを見てほしい
- ☆ゆっくり美容院へ行きたい
- ☆歯医者等の通院に小さい子どもを連れて行けない
- ☆子どもの参観日や入学式などがあるとき、ほかの兄弟を預かってほしい
- ☆夏休み中、児童クラブに行く前後の時間に子どもだけでは心配

ファミ・サポ
たちつてと

たよってね
ちゃんとサポート
しますから
つやまっ子育て
てと手をつなぎ
ともだちいっぱい
津山ファミ・サポ



ファミ・サポへの理解を深めるために開催した事例発表会では、参加者から次のような声が聞かれました。

依頼会員の子どもさんとの1年間のかわりから幸福感を得、自分自身がそのことから大きく成長しました。（提供会員）

小さい子どもさんを預かることで家庭の雰囲気や和らぎ家族の口調が優しくなりました。（提供会員）



ファミ・サポの新しいマスコットキャラクター

依頼会員、提供会員、センターが結びつき、みんなの力で子育ての支援をしているファミ・サポをイメージしています

子育てをしながらパート的就労から正職員になることを迷ったけど、提供会員さんの力を借りることで正職員に。子どもの安らぎや自分らしく生きる喜びを得ることもできました。（依頼会員）

提供会員の気持ちがどうだろうかと心配していましたが、おたがいに喜びがあるのがわかり安心しました。（一般参加者）

問い合わせ先 男女共同参画センター「さん・さん」（アルネ・津山5階）内津山ファミリー・サポート・センター ☎ 31・8753

国民健康保険料 納入通知書を送付します

5月は国民健康保険料の第1期納付月です。

今期は、平成17年度年間保険料の8分の1（下限3,000円）を仮算定保険料として、納入通知書を送付します。平成18年度の保険料は8月に確定しますので、保険料の調整はそれ以降の納期で行います。

ただし、4月1日以降に新規加入された世帯には、今回の納入通知書の送付はなく、8月に第2期から8期までの納入通知書を送付します。

国民健康
保険料の支払い
には便利で確実な
口座振替を
ご利用ください



切り替え手続きは済んでいますか？

進学・就職・退職などに伴う保険証の切り替え手続きは済んでいますか。新たに国民健康保険以外の医療保険に加入した人が切り替え手続きをしないでいると、保険料が二重に掛かってしまいます。必ず国民健康保険の資格喪失手続きを行ってください。

手続きに必要なもの 国民健康保険証、新しく加入した医療保険証、世帯主の印鑑

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口） ☎32・2071、または各支所窓口

国民年金 学生納付特例制度

学生本人に収入がなく、国民年金保険料を納められない場合には「学生納付特例制度」により保険料の支払いが猶予されます。

対象となる人 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校などに在学する20歳以上の学生で、前年所得が118万円以下の人

申請方法 保険年金課、または各支所の国民年金担当窓口、社会保険事務所（田町）に備え付けの申請書に記入して提出

持ってくるもの ①学生証（写し）または在学証明書 ②年金手帳 ③昨年に以降に退職して学生になった場合には離職票または雇用保険受給資格者証（写し） ④印鑑（本人が署名する場合は不要）

承認期間 4月～翌年3月（在学中は毎年度申請が必要）
申請・問い合わせ先 保険年金課（市役所1階5番窓口） ☎32・2072

学生納付特例ってなに？

- ①在学期間中の保険料を社会人になってからでも納めることができます（承認を受けた年度末から3年目以降は加算金が付ききます）
- ②事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金が受けられます
- ③将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間（原則25年）に算入されます（年金額には参入されません）
- ④承認を受けた年度末から10年以内に納めると年金額の計算にも反映されます

身体障害者巡回更生相談

と き	相談科目
5月18日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
6月15日(木)	肢体不自由者
7月20日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
9月21日(木)	肢体不自由者
11月16日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
2月15日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
3月15日(木)	肢体不自由者

ところ 津山市障害者福祉センター神南備園（大谷）

受付時間 午前11時～正午（予約要）

持ってくるもの 印鑑、身体障害者手帳

担当医療機関 津山中央クリニック（整形外科）、津山中央病院（耳鼻咽喉科）

申込・問い合わせ先 社会福祉事務所 ☎32-2067、または神南備園 ☎24-9402

ひとり親家庭と重度心身障害者

医療費給付の資格更新のお知らせ

ひとり親家庭と重度心身障害者で医療費給付を受けている人が7月1日から引き続き給付を受けるためには、資格の更新手続きが必要です。

期間 6月1日(木)～13日(火)

手続き・問い合わせ先

社会福祉事務所(市役所1階)

ひとり親家庭等医療費給付(9番窓口) ☎32-2065

重度心身障害者医療費給付(8番窓口) ☎32-2067

加茂支所福祉健康課 ☎32-7033

阿波支所住民生活課 ☎32-7042

勝北支所福祉健康課 ☎32-7023

久米支所福祉健康課 ☎32-7013

